

過重労働解消キャンペーンについて

2019年11月1日～11月30日の間、厚労省より、過重労働解消キャンペーンが実施されておりますので簡単にご紹介します。

1. 過重労働解消キャンペーン

過労死防止について、過労死等防止対策推進法及び過労死等の防止のための対策に関する大綱に基づき取り組みが行われている中で、依然として恒常的な長時間労働の実態が認められるほか、過労死等に係る労災認定件数も引き続き高水準で推移しております。また、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律及び改正後の労働基準法においても過重労働を抑止する取り組みが実施されています。

これらの取り組み推進のため使用者団体・労働組合への協力要請、リーフレットの配布などによる周知・啓発を行うキャンペーンとなります。

2. キャンペーンの実施項目

以下の6つの項目について実施されておりますが、特に、(3)については、是正勧告及び経過報告を求められますので一度自社での確認をよろしくお願いします。

(1) 労使の主体的な取組の推進 (2) 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問 (3) 過重労働が行われている事業場などへの重点監督 (4) 電話相談 (5) キャンペーンの趣旨などについて周知・啓発 (6) 過重労働解消のためのセミナーの開催

(3) 過重労働が行われている事業場などへの重点監督の詳細

ア 監督の対象とする事業場等

以下の事業場等に対して、重点監督を実施します。

- i 長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等
- ii 労働基準監督署及びハローワークに寄せられた相談等から、離職率が極端に高いなど若者の「使い捨て」が疑われる企業等

イ 重点的に確認する事項

- i 時間外・休日労働が「時間外・休日労働に関する協定届」(いわゆる36協定)の範囲内であるか等について確認し、法違反が認められた場合は是正指導します。
- ii 賃金不払残業が行われていないかについて確認し、法違反が認められた場合は是正指導します。
- iii 不適切な労働時間管理については、労働時間を適正に把握するよう指導します。
- iv 長時間労働者に対しては、医師による面接指導等、健康確保措置が確実に講じられるよう指導します。

ウ 書類送検

重大・悪質な違反が確認された場合は、送検し、公表します。

※監督指導の結果、公表された場合や、1年間に2回以上同一条項の違反については是正勧告を受けた場合は、ハローワークにおいて、新卒者等を対象とした求人を一定期間受理しません。また、職業紹介事業者や地方公共団体に対しても、ハローワークと同様の取組を行うようご協力をお願いしています。

労働保険・社会保険・人事労務・年金等について疑問や悩み、相談がありましたら

長谷部 崇 まで お問い合わせください。

☎ 018-893-5385 ☎ 018-893-5386

✉ arcept-th@clear.ocn.ne.jp

ホームページ <http://hasebe-sr.com/>

